○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県みどり市大間々町塩原七七七、七七八の一から七七八の五まで、七七九から七八一まで、七八三、七八四の一、七八四の二、一八二九の一から一八二九の五まで、一八三七の一から一八三七の四まで、一八四一の一、一八四一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字水ノ入七一五四、七一五五、大字西野牧字井戸入一一五四四の一、一一五五二、字小平一一七〇七、字黒竹一一七七八から一一七八〇まで、甲一一七八一、乙一一七八一、甲一一七八四、乙一一七八四、甲一一七八五、乙一一七八五、乙一一七八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町字扇石二四九地先・二五〇の一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、二四九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市藤沢町黄海字小日形一三七の一・一三九・一四一・一四三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町長坂字中倉三〇六の四（次の図に示す部分に限る。）、一三七の二、三〇六の一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中倉一三七の二・三〇六の四・三〇六の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町塔中字宮谷二八五、字穴畠二九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮谷二八五・字穴畠二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

その関係図面は、令和七年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	東広島市安芸津町小松原字新開五七六番一から同市安芸津町小松原字新開五七六番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二日